

第 65 回国際協力機構債券

債券内容説明書 証券情報の部の訂正事項分
2022 年 1 月（第 1 回訂正分）

独立行政法人国際協力機構

手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は金利変動等にたいして上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

債券内容説明書 証券情報の部（以下「証券情報説明書」という。）の訂正事項分等について

- 証券情報説明書に記載された内容については、訂正されることがあります。
- 本債券のお申し込みにあたっては、証券情報説明書及び本債券内容説明書 証券情報の部の訂正事項分（以下「本証券情報説明書の訂正事項分」という。）をご覧の上、内容を十分に読み、お客様のご判断と責任に基づいてご契約下さい。
- 当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、証券情報説明書及び本証券情報説明書の訂正事項分に記載されている事項の正確な理解のためには債券内容説明書 発行者情報の部（2021年12月10日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）をご参照下さい。
- なお、証券情報説明書、本証券情報説明書の訂正事項分及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト
(<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>) において閲覧可能です。
- 本債券のお申し込みにあたっては、契約締結前交付書面をよくお読み下さい。
- 証券情報説明書及び本証券情報説明書の訂正事項分のご請求・お問い合わせは、下記の取扱金融商品取引業者までお願いいたします。

取扱金融商品取引業者

商号等/ 登録番号	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○
大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○
株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○

1 債券内容説明書 証券情報の部の訂正理由

2022年1月7日付をもって作成した債券内容説明書 証券情報の部（以下「証券情報説明書」という。）の記載事項のうち、2022年1月21日に債券の利率等を決定いたしましたので、これらに関連する事項を後記のとおり訂正いたします。

2 訂正事項

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1 新規発行債券	1
利率の欄	1
摘要の欄	1
第二部 参照情報	2
第2 参照書類の補完情報	2

3 訂正箇所

証券情報説明書の記載事項からの訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

利率の欄

利	率	年0.194%
---	---	---------

摘要の欄

摘	要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA+の信用格付を2022年1月21日付で取得している。 （中略） 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。 （中略） 3. 募集の受託会社 （中略） (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の2022年1月21日付第65回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 （後略）
---	---	---

第二部 参 照 情 報

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（2021 年 12 月 10 日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された発行者情報について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書証券情報の部作成日（2022 年 1 月 21 日）までの間において、変更及び追記すべき事項は生じておりません。以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての発行者情報説明書に記載の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について、その全体を一括して記載したものであります。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、本債券内容説明書証券情報の部作成日（2022 年 1 月 21 日）現在においてもその判断に変更はありません。

（後略）

第65回国際協力機構債券

証券情報の部

独立行政法人国際協力機構

1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第65回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第32条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条第2号の規定が適用されることから、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（2021年12月10日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第2章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 本債券については、金融商品取引法第27条の31に規定される特定証券情報は作成されず、本証券情報説明書は特定証券情報を構成しません。本債券は金融商品取引法第2条第31項に規定される特定投資家以外の投資家にも販売される可能性があります。
5. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第37条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成15年外務省令第22号）等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載されております。
6. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
財務部 財務第一課
電話番号 東京03（5226）9279

手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は金利変動等にたいして上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

証券情報説明書等について

- 本証券情報説明書に記載された内容については、訂正されることがあります。
- 本債券のお申込みにあたっては、本証券情報説明書をご覧の上、内容を十分に読み、お客様のご判断と責任に基づいてご契約下さい。
- 本債券のお申し込みにあたっては、契約締結前交付書面をよくお読みください。
- 本証券情報説明書のご請求・お問い合わせは、下記の取扱金融商品取引業者までお願いいたします。

取扱金融商品取引業者

商号等/登録番号	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般財団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○
大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○
株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○

国際協力機構(JICA)は、
日本の政府開発援助(ODA)の中核を担う
独立行政法人です。
世界有数の包括的な開発援助機関として、
世界のさまざまな地域で
開発途上国に対する協力を行っています。
2017年7月に掲げたビジョンに基づき、
多様な援助手法を組み合わせ、
開発途上国が抱える課題の解決を
支援していきます。

ビジョン

信頼で世界をつなぐ Leading the world with trust

JICAは、人々が明るい未来を信じ
多様な可能性を追求できる、
自由で平和かつ豊かな世界を希求し、
パートナーと手を携えて、
信頼で世界をつなぎます。

ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、
人間の安全保障^{※1}と
質の高い成長を実現します。



アクション

1 使命感

誇りと情熱をもって、使命を達成します。

2 現場

現場に飛び込み、人びとと共に働きます。

3 大局観

幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。

4 共創

様々な知と資源を結集します。

5 革新

革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。





援助対象の
開発途上国・地域^{※2}

143力国・地域

2020年度

海外拠点

96力所

2021年7月1日現在

国内拠点

14力所

2021年7月1日現在



沿革

1974年8月

国際協力事業団
JICA

2003年10月

独立行政法人国際協力機構
JICA

2008年10月

独立行政法人国際協力機構
JICA

1961年3月

海外経済協力基金
OECF

1999年10月

国際協力銀行
JBIC

海外経済協力業務

国際金融等業務

外務省

無償資金協力業務^{※3}

※1 人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方のこと。

※2 JICAの事業実績があった国からDAC諸国を除いた国・地域数。

※3 外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除く。

JICA

を知る

事業の概況と戦略

日本のODAの中核を担うJICA

開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)といいます。ODAはその形態から、二国間援助と多国間援助(国際機関への出資・拠出)に分けられます。

ODA
(政府開発援助)

二国間援助

多国間援助

(国際機関への出資・拠出)

JICAは日本の二国間援助の中核を担う、世界有数の開発援助機関です。二国間援助の3つの手法、「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」※を中心としたさまざまな支援メニューを活用し、開発途上国が抱える課題の解決に貢献するため、約150の国・地域で事業を展開しています。

※ 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

技術協力

人を通じた協力

日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済開発の担い手となる人材の育成や制度づくりに協力します。専門家の派遣や日本での研修などを行い、開発途上国自らの問題解決能力の向上を支援します。

JICA

有償資金協力

開発途上国の国づくりに必要な資金を長期返済・低金利で貸し付け

円借款は、緩やかな融資条件(長期返済・低金利)で開発途上国が発展への取り組みを実施するための資金の貸し付けを行うもので、多額の資金を要するインフラ整備などに充てられています。また、海外投融資は、開発途上国において行われる民間事業を資金面で支えるものです。

無償資金協力※

基礎インフラの整備と機材の供与

所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに資金を供与し、学校・病院・井戸・道路など、社会・経済開発のために必要な施設の整備や資機材の調達を支援します。

市民参加協力

国際協力のすそ野を広げる

青年海外協力隊事業などのボランティア事業をはじめ、NGO、地方自治体、大学などの国際協力活動を支援し、さまざまな形で連携しています。また、学校教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を支援しています。

国際緊急援助

自然災害などへの対応

海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府や国際機関の要請に応じて、日本政府の決定の下、国際緊急援助隊を派遣します。被災者の救助、ケガや病気の診察、救援物資の供与、災害からの復旧活動を行います。

研究活動

平和と開発のための実践的知識の共創

世界の平和と開発のため、さまざまなパートナーと共に、現場重視の視点を持って質の高い研究を行い、政策インパクトのある発信をします。また、その成果をJICAの事業に還元し、人間の安全保障の実現に貢献します。

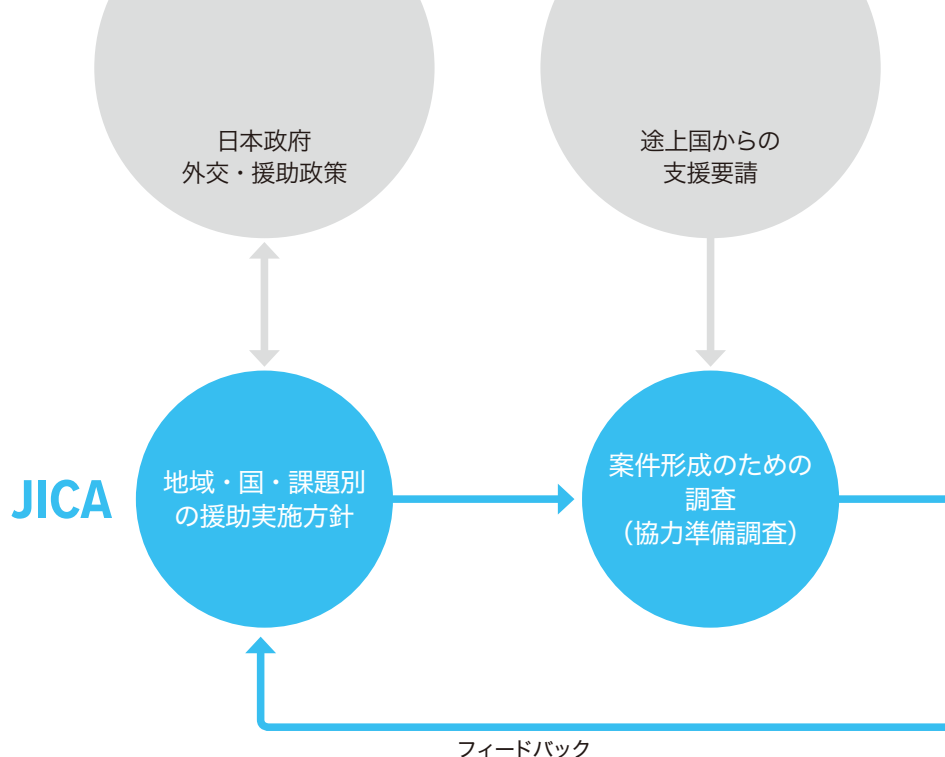
民間連携

民間企業のビジネスを通じた社会・経済開発

日本の民間企業による優れた技術・製品の導入や、事業への参入を海外投融資や中小企業海外展開支援などにより側面支援することで、開発途上国が抱える社会・経済上の課題解決に貢献します。

JICAの支援の流れ

JICAは、日本政府が策定する援助政策に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。特に、相手国政府から正式な支援要請を受ける前の段階で現地に赴き、求められている支援内容を調査する協力準備調査を導入することで、案件の形成から実施までを迅速化しています。



第4期中期計画 (2017～2021年度)

JICAは法律に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。

2017年度より開始した第4期中期計画(2017～2021年度)では、持続可能な開発目標(SDGs)などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題(インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題)、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。

これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

第4期中期計画の枠組み

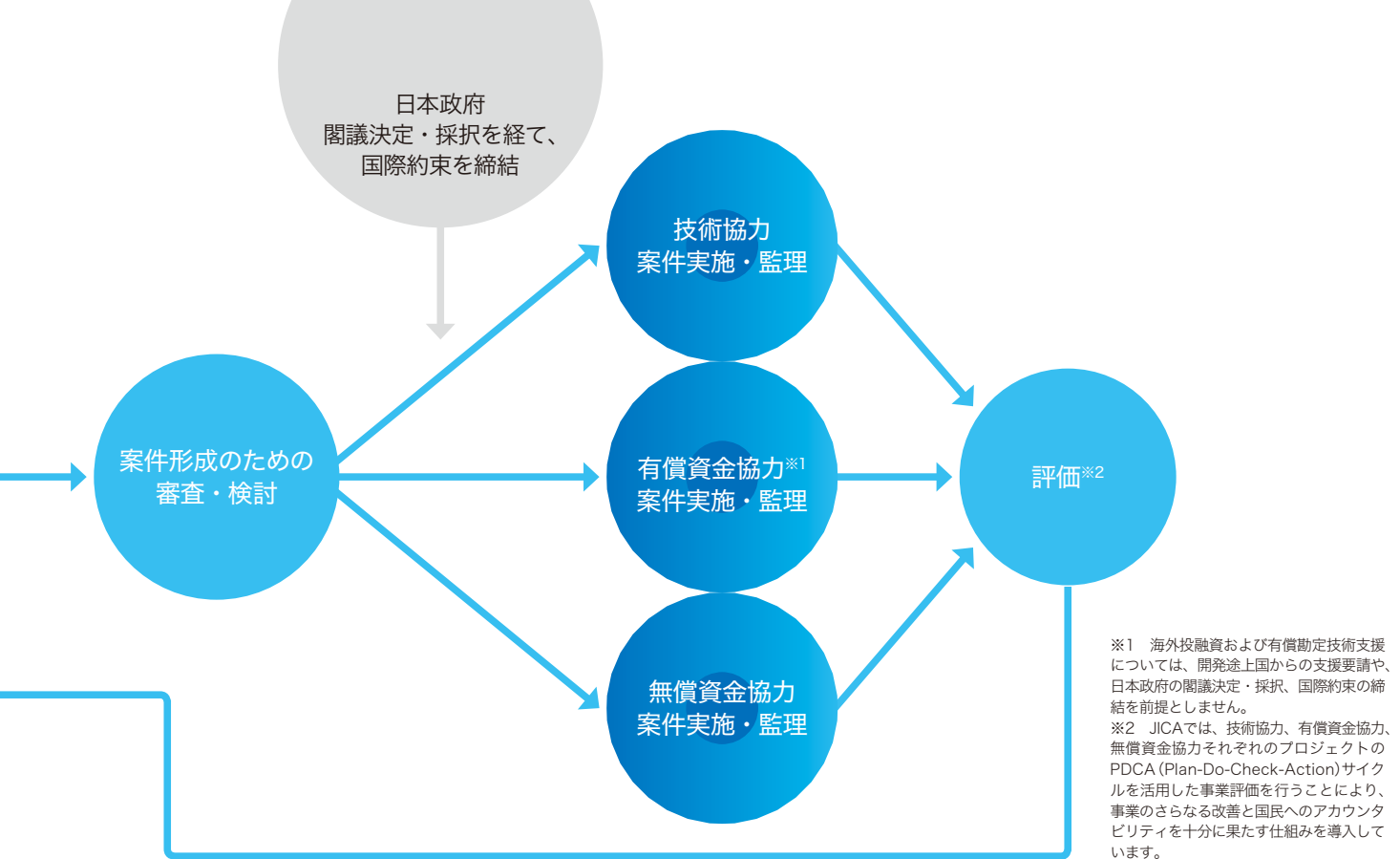


重点領域

- 国の発展を担う人材の育成
- 開発の担い手との連携強化とわが国地域活性化への貢献
- 国際的公約実現への貢献および国際社会でのリーダーシップの発揮
- 安全対策の強化

重視するアプローチ

- 信頼関係の構築に向けたオーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進
- 人間の安全保障を踏まえた人間中心のアプローチ
- 事業の戦略性の強化と業務の質の向上
- 統一性・一貫性のある情報発信



具体的な取り組み

重点課題への取り組み

- 経済成長の基礎および原動力の確保
- 人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の構築
- 地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

地域の重点取り組み

- 東南アジア・大洋州
- 南アジア
- 東・中央アジアおよびコーカサス
- 中南米・カリブ
- アフリカ
- 中東・欧州

安全対策の強化

連携の強化

- 民間企業等
- NGO／市民社会組織
- ボランティア
- 大学・研究機関
- 地方自治体
- 開発教育、理解促進等

事業実施基盤の強化

- 広報
- 知的基盤の強化
- 事業評価
- 災害援助等協力
- 開発協力人材の育成促進・確保

その他重要事項

- 効果的・効率的な開発協力の推進
- 国際的な議論への積極的貢献および国際機関・他ドナー等との連携推進
- 開発協力の適正性の確保
- 内部統制の強化等
- 財務内容の改善
- 人事、施設・設備に関する計画等

開発協力を通じた開発課題 および地球規模課題の解決、 わが国の国益への貢献

平和と安全と繁栄、安定性、
透明性および予見可能性が高い
国際環境の実現

国際社会における
わが国への信頼感の向上、
開発途上地域との関係強化、
国際社会の秩序と
規範形成への貢献

開発途上地域との
関係性の強化を通じた
わが国経済、社会の
活性化への貢献

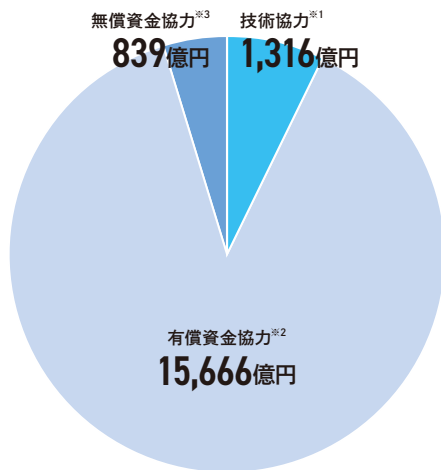
事業実績の概況

事業実績の概要

事業別の実績

JICAの2020年度事業別実績(図表-1、図表-2)については、技術協力が1,316億円で、前年度比24.8%減となっています。また、無償資金協力の供与実績は、計155件、839億円(贈与契約締結額)となりました。有償資金協力のうち、円借款の供与実績は計43件、1兆4,932億円(承諾額)、海外投融資の供与実績は計10件、734億円(承諾額)となりました。

図表-1 2020年度事業規模



※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。
※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。
※3 2020年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2020年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

図表-2 2020年度事業別実績(単位:億円)

	2020年度	2019年度(参考)
技術協力 ^{※1} 計	1,316	1,751
研修員受入	85	170
専門家派遣	431	572
調査団派遣	247	363
機材供与	6	15
青年海外協力隊/海外協力隊派遣	38	82
その他海外協力隊派遣	8	18
その他	501	531
有償資金協力 ^{※2} 計	15,666	15,232
無償資金協力 ^{※3} 計	839	856

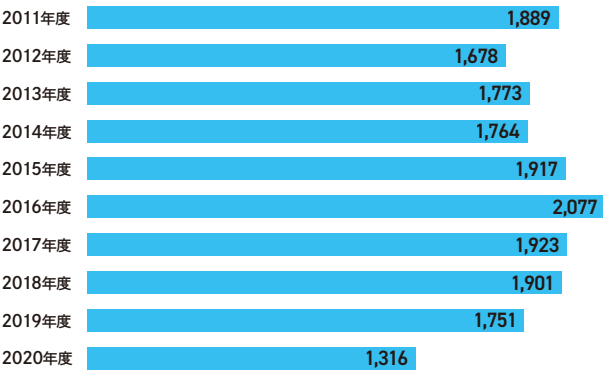
(注)各事業額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがある。
※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。
※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。
※3 各年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、各年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

過去10年間の推移

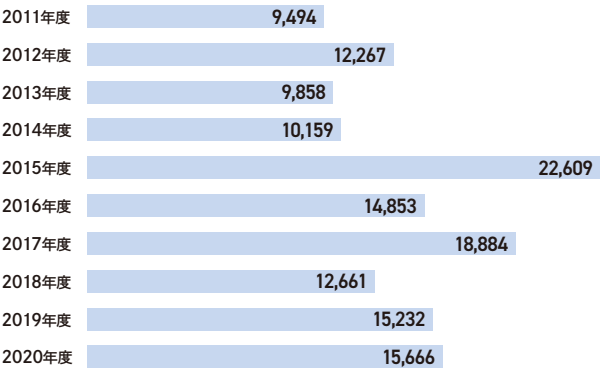
図表-3～5は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。

有償資金協力は、2020年度は1兆5,666億円と前年度に比べ2.8%増、また、無償資金協力は、2020年度は総額839億円と、前年度に比べ2.0%の減となっています。

図表-3 過去10年間の技術協力経費の推移(単位:億円)

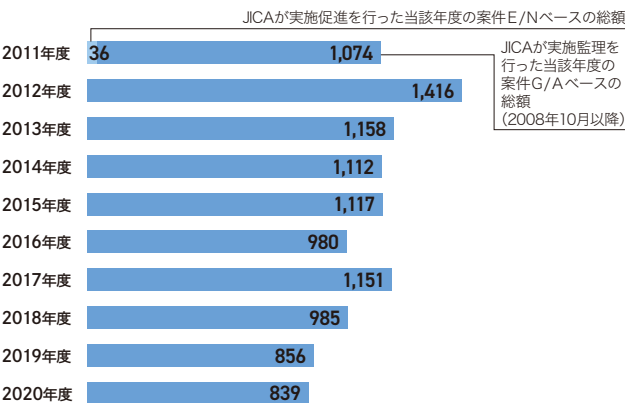


図表-4 過去10年間の有償資金協力承諾額の推移(単位:億円)



(注)円借款、海外投融資(貸付・出資)の合計額。

図表-5 過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移(単位:億円)



地域別の実績

技術協力については、アジア32.1%、アフリカ17.3%、北米・中南米5.6%の順で割合が多くなっています。

また、新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア83.0%、中東4.4%、アフリカ2.9%の順と、2019年度から変わらず、アジアの比率が高くなっています。

無償資金協力では、アジア46.4%、アフリカ44.9%、大洋州3.4%と、2019年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

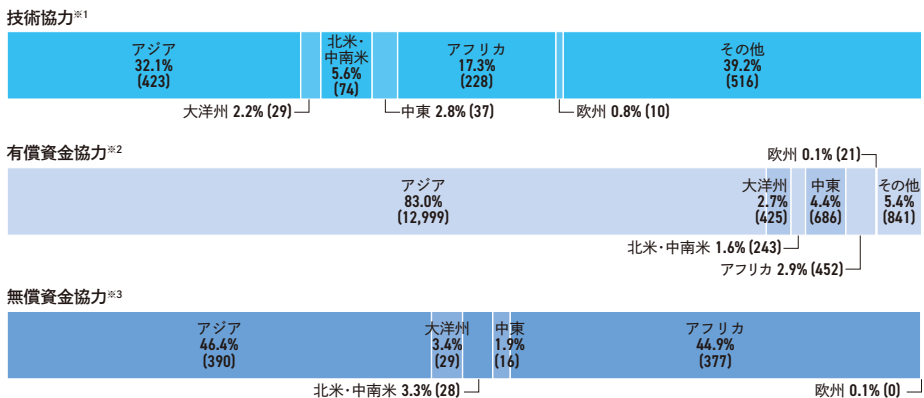
分野別の実績

技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業19.7%、人的資源10.3%、農林水産9.7%の順となっています。

有償資金協力については、運輸分野への協力実績が45.6%、次いでプログラム型借款39.3%、社会的サービス8.4%の順で割合が高くなっています。

無償資金協力については、公共・公益事業が48.0%、次いで保健・医療21.1%、人的資源15.7%となっています。

図表-6 地域別の実績構成比(2020年度) (単位：%/億円)



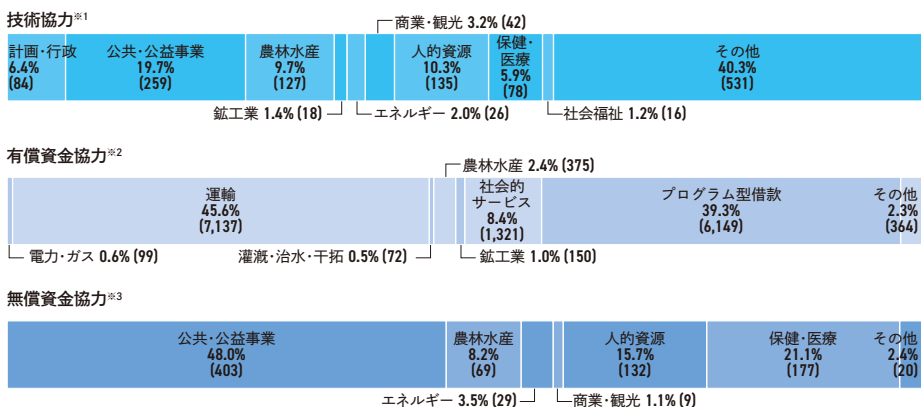
(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。

※3 2020年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2020年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

図表-7 分野別の実績構成比(2020年度) (単位：%/億円)



(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。

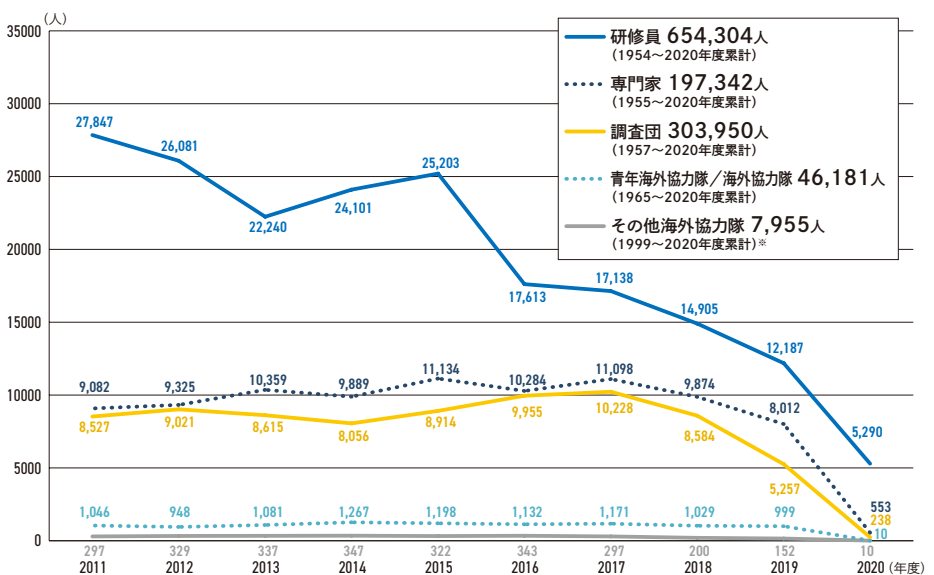
※3 2020年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2020年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

技術協力 形態別の人数実績の推移

2020年度のJICA事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入(新規)が5,290人、専門家派遣(新規)553人、調査団派遣(新規)が238人、青年海外協力隊/海外協力隊派遣(新規)が10人、その他海外協力隊派遣(新規)が10人でした。この結果、累計では研修員受入65万4,304人、専門家派遣19万7,342人、調査団派遣30万3,950人、青年海外協力隊/海外協力隊派遣4万6,181人、その他海外協力隊派遣7,955人※となっています。

2011年度以降の形態別人数実績の推移は、図表-8のとおりです。

図表-8 形態別の人数実績の推移(累計)



※ 内訳はシニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、国連ボランティア、日系社会青年海外協力隊。これらは1998年までは他の形態の実績として集計。

(注)移住者送出国は1995年度で終了。1952～1995年度の累計は、73,437人。

財務諸表の概要

一般勘定

1. 貸借対照表の概要

令和2年度末現在の資産合計は377,745百万円と、前年度末比59,148百万円増となっております。これは、現金及び預金の59,280百万円増が主な要因です。なお、現金及び預金の残高291,765百万円には、無償資金協力案件における贈与に充てるための資金が196,150百万円含まれております。負債合計は324,866百万円と、前年度末比59,288百万円増となっております。これは、運営費交付金債務の46,258百万円増および無償資金協力事業資金の17,362百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	291,765	運営費交付金債務	86,927
その他	26,686	無償資金協力事業資金	196,150
固定資産		その他	19,877
有形固定資産	40,098	固定負債	
無形固定資産	3,612	資産見返負債	7,791
投資その他の資産	15,584	退職給付引当金	13,618
		その他	503
		負債合計	324,866
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	62,452
		資本剰余金	△ 23,163
		利益剰余金	13,590
		純資産合計	52,879
資産合計	377,745	負債純資産合計	377,745

2. 損益計算書の概要

令和2年度の経常費用は163,010百万円と、前年度比71,664百万円減となっております。これは、運営費交付金を財源とする重点課題・地域事業関係費の21,698百万円減および無償資金協力事業費の36,839百万円減が主な要因です。経常収益は163,642百万円と、前年度比69,708百万円減となっております。これは、運営費交付金収益の31,310百万円減および無償資金協力事業資金収入の36,839百万円減が主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	163,010
業務費	153,726
重点課題・地域事業関係費	49,332
国内連携事業関係費	8,803
間接業務費	36,752
無償資金協力事業費	52,397
その他	6,442
一般管理費	9,185
財務費用	85
特定使途経費	13
その他	0
経常収益	163,642
運営費交付金収益	105,703
無償資金協力事業資金収入	52,397
その他	5,542
臨時損失	29
臨時利益	11
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,001
当期総利益	1,615

(注1)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
(注2)より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

有償資金協力勘定

1. 貸借対照表の概要

令和2年度末現在の資産合計は13,603,826百万円と、前年度末比778,362百万円増となっております。これは、貸付金の増加726,864百万円が主な要因です。負債合計は3,572,931百万円と、前年度末比662,747百万円増となっております。これは、財政融資資金借入金金の増加556,114百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	220,490	1年以内償還予定財政融資資金借入金	104,069
貸付金	13,341,710	その他	42,232
貸倒引当金(△)	△ 176,363	固定負債	
その他	59,434	債券	898,211
固定資産		財政融資資金借入金	2,518,683
有形固定資産	9,165	その他	9,737
無形固定資産	5,016	負債合計	3,572,931
投資その他の資産		純資産の部	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,063	資本金	
貸倒引当金(△)	△ 87,063	政府出資金	8,202,168
その他	144,375	利益剰余金	
		準備金	1,799,526
		その他	33,008
		評価・換算差額等	△ 3,806
		純資産合計	10,030,895
資産合計	13,603,826	負債純資産合計	13,603,826

2. 損益計算書の概要

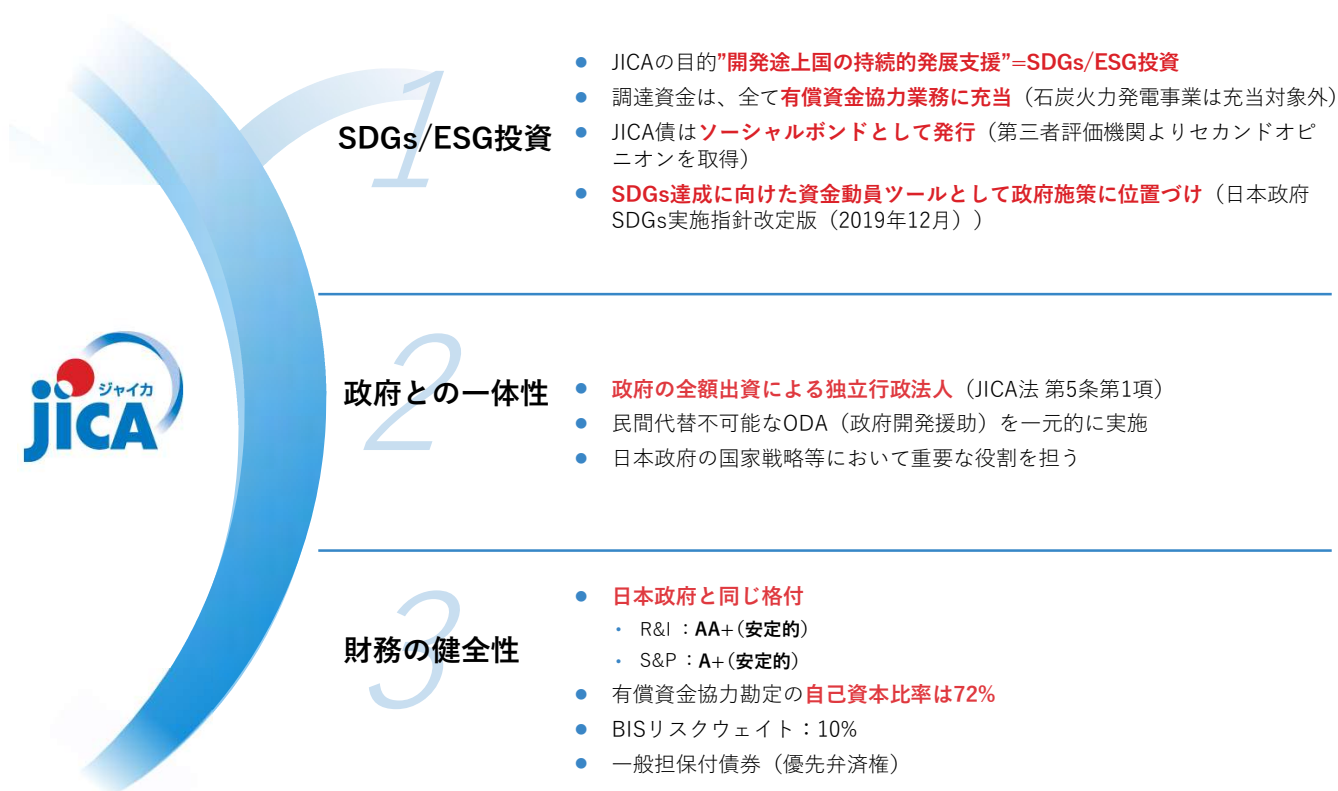
令和2年度の当期総利益は33,008百万円と、前年度比62,637百万円減となっております。これは経常収益が134,070百万円と、前年度比48,417百万円減となり、経常費用が101,060百万円と、前年度比14,223百万円増となったことによるものです。経常収益は貸倒引当金戻入が前年度比19,922百万円減、経常費用は貸倒引当金繰入が前年度比34,310百万円増となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	101,060
有償資金協力業務関係費	101,060
債券利息	8,396
借入金利息	12,542
金利スワップ支払利息	5,679
業務委託費	17,585
物件費	11,608
その他	45,250
経常収益	134,070
有償資金協力業務収入	133,356
貸付金利息	122,934
受取配当金	4,329
その他	6,093
その他	714
臨時損失	4
臨時利益	2
当期総利益	33,008

(注1)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
(注2)より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

JICA債の特性

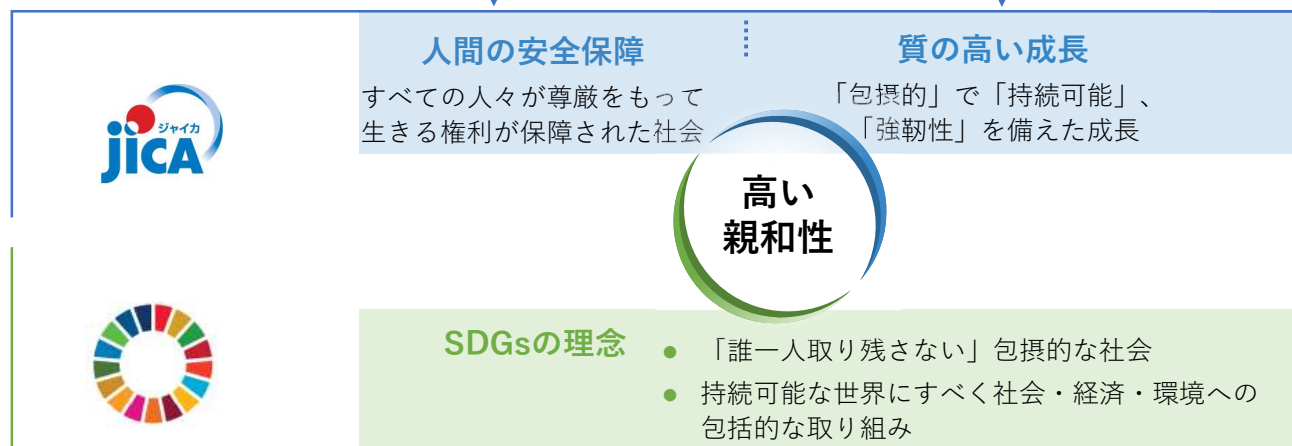


JICAのSDGsへの取組み

- “開発途上国の持続的発展支援”を組織目的とするJICAのミッションは、SDGsの理念と高い親和性を有しています
- JICAは、業務全体を通じて、SDGs全17ゴールの達成に貢献しています
- JICA債（ソーシャルボンド）は、SDGs達成に向けた民間資金動員ツールとして日本政府の施策に位置づけられています（日本政府SDGs実施指針改定版（2019年12月））

JICAミッション

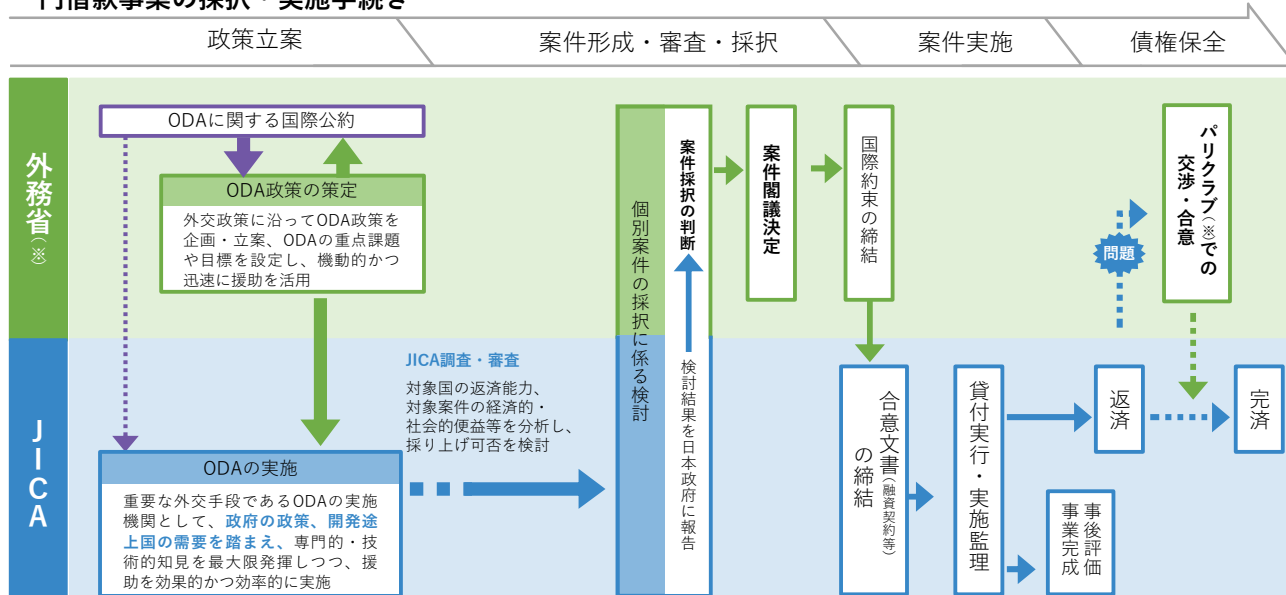
JICAは、開発協力大綱の下、**人間の安全保障** と **質の高い成長** を実現します。



政府との一体性

- JICAの業務は、日本政府のODAに関する国際公約を主とする政策に基づき、政府と連携しつつ実施されます
- 個別案件の審査、実施、評価などはJICAが実施しますが、方針策定から個別案件の審査・採択及び債権保全に至るまで、幅広い日本政府の関与が特徴です

円借款事業の採択・実施手続き



有債業務について、外務省は個別案件の採択等に際し財務省及び経済産業省と協議を行う（JICA法 第42条第3項）

(※) パリクラブ：対外債務返済の困難（国際収支困難）に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担軽減のための措置を取り決める、二国間公的債権者の非公式な会合
出所：外務省・財務省・JICA・JBIC作成資料を基にJICAが作成

財務の健全性

- 日本政府と同等の格付です
- 高水準の自己資本比率（約72%）を維持しており、堅固な財務基盤を有しています

日本政府と同等の格付

- R&I (格付投資情報センター): **AA+ (安定的)**
- S&P (スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン): **A+ (安定的)**

有債資金協力勘定の自己資本比率

- **自己資本比率は約72%**と高水準を維持しています
- 政府が必要性を認めた場合には、予算の範囲内で追加出資を受けることができます（JICA法第5条第2項）
- 利益剰余金は資本金と同額まで内部留保可能です（1997年度以降（2002年度を除き）期間損益ベースで黒字を維持）

JICA債の優先弁済権（一般担保付債券）

- JICA債の債権者は、JICAの財産について他の債権者に対して**優先的に弁済を受ける権利**を有しています（JICA法第32条第6項）

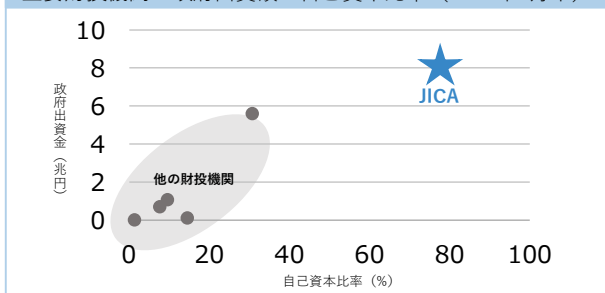
BISリスクウェイト

- JICA債の**リスクウェイトは10%です**（平成18年金融庁告示第19号、第61条第1項）

有債資金協力勘定の統合的リスク管理

- 業務遂行にあたって生じる各種リスクについては、内部規程を策定、リスクの識別・測定・モニタリング等の統合的な管理を通じて、**業務の適切性や適正な損益水準の確保**を図っています

主要財投機関の政府出資額と自己資本比率（2020年3月末）



出所：JICA作成

リスク管理委員会	
信用リスク	企画部、審査部
市場リスク	企画部、財務部
流動性リスク	財務部
オペレーショナルリスク 有債勘定のリスク計量	総務部

報告

理事長

ソーシャルボンドとしてのJICA債

SDGs達成に向けた貢献ツール

JICAは、2016年に国内初となるソーシャルボンドを発行しました。以降、国内で発行するすべての債券をソーシャルボンドとして発行、2020年度までの発行総額は2,800億円に達します。

ソーシャルボンドとは、社会的課題の解決に資する事業の資金調達のために発行される債券です。ソーシャルボンドとしてのJICA債は、SDGsへの貢献やESG投資のツールとして多くの投資家に注目いただいています。

調達資金は有償資金協力業務に充当

近年のSDGs推進の機運も受け、投資を通じた社会や環境への貢献を重視する投資家はますます増えています。JICA債の調達資金は、有償資金協力業務に充当され、道路や鉄道などの交通インフラ整備、再生エネルギーを使った電源開発、上下水道整備、子どもの学びの改善、女性のエンパワーメント促進事業など、開発途上国の持続的発展のための事業に使われます。

JICA債は、日本政府のSDGs実施指針において、SDGs達成に向けた民間資金の動員ツールであると言及されています。こうしたJICA債の特性が多くの投資家に支持され、これまでに174の投資家の皆さまから投資表明をいただきました(2021年3月末現在)。

JICA新型コロナ対応ソーシャルボンド

2020年度は、新型コロナウイルス感染症危機への取り組みの一環として、「JICA新型コロナ対応ソーシャルボンド」を発行しました。

調達資金は、保健医療システムの強化や経済危機対応支援に限定して使用されます。この債券は反響を呼び、多くの投資家に趣旨を賛同いただきました。また、2020



開発途上国の女性向け金融サービスの提供を目的としたファンドへの出資にも、JICA債の調達資金が使われている。写真は、ナイジェリアの市場で働く女性

年度は、2016年度以降見合わせてきた小口投資家向け販売にも試行的に取り組み、JICAのミッションに共感する幅広い個人や企業の皆さまにJICA債を購入いただきました。

国内外の金融市場では、JICAが発行するソーシャルボンドのほか、グリーンボンド、サステナビリティボンド、トランジションボンドなど、環境や社会に対する貢献を商品設計に組み入れた債券の種類が増えています。

JICAは、より身近な国際協力・SDGs達成への貢献ツールとして「JICA債への投資」を皆さまに選ばれるよう、今後もJICA債の発行を継続していきます。

JICA債に関する詳しい内容は、[JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/investor/index.html)「投資家の皆様へ」<https://www.jica.go.jp/investor/index.html>をご覧ください。



2,800億円

ソーシャルボンドとしての発行総額
(2016-2020年度)

JICA債への投資表明件数
(累計)



コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制を含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

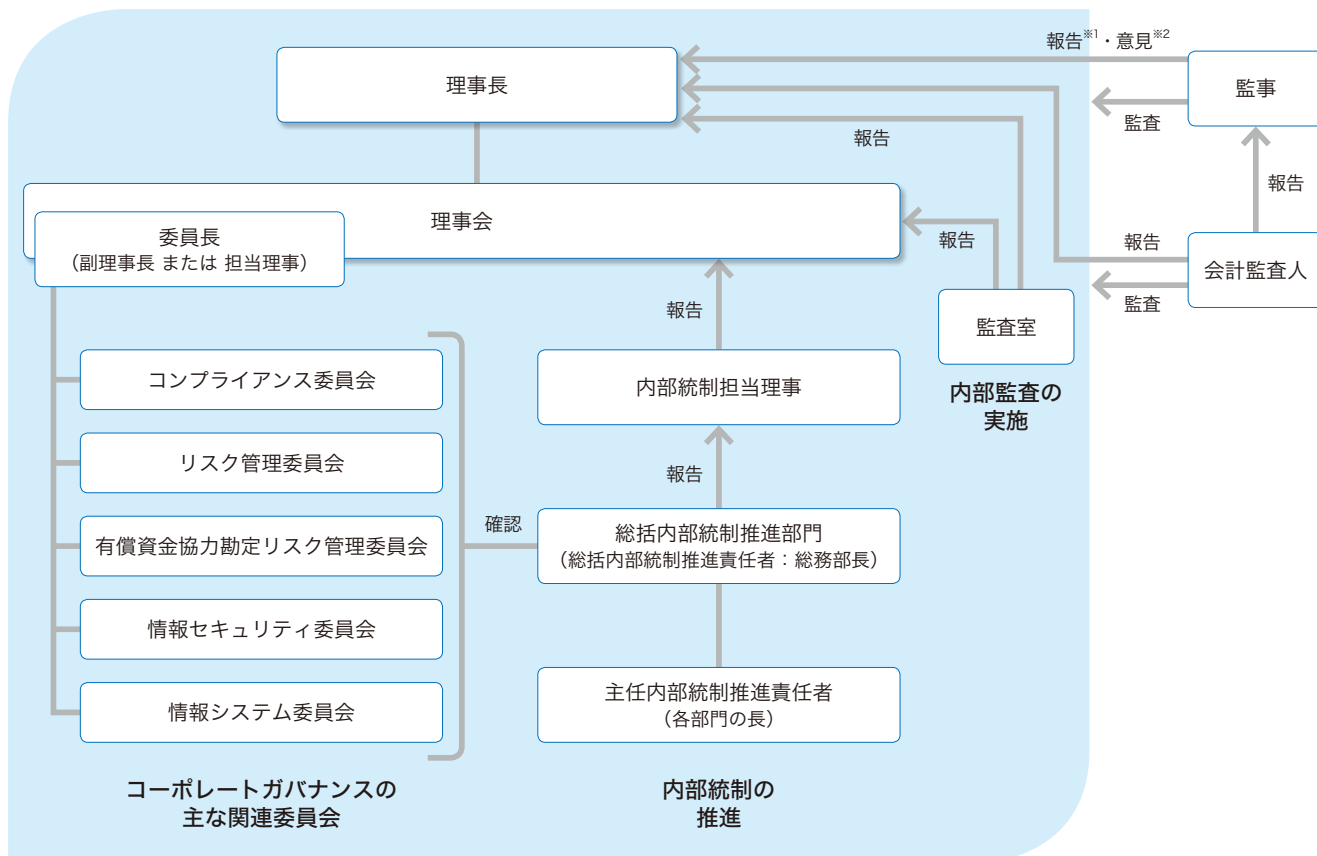
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。

さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて業務改善を行うことで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めたマニュアル類を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

内部統制に関連する重要事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、法令違反などの早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、運用しています。

JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を経由して主務大臣に提出される。

※2 主務大臣にも意見を提出することができる。

コンプライアンス、リスク管理

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、運営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

コンプライアンス

JICAは、日本のODAを一元的に実施する機関として、法令やルールの順守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えることが重要です。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員やODA事業の関係者を対象とする規程やガイドラインなどを設けています。なかでも、独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程においては、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報といった各種制度や、コンプライアンス委員会の設置について定めています。また、JICAの関連事業で贈収賄などの

不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口などによる不正腐敗防止にも取り組んでいます。

リスク管理

中期計画などの組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクへの対応体制を確保のうえ、事業の確実な実施を目的にリスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって組織的な対応を強化しています。

2020年度の活動

コンプライアンスについては、不正腐敗情報相談窓口や内部通報・外部通報受付窓口を運用するとともに、職員や関係者向けに、コンプライアンス意識の醸成と不正の再発防止強化を促進するためのセミナー・研修を実施。また、近年、国際的に対策強化が求められている「性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント」防止に向けて内部規程などを整備し、性的搾取・虐待がセクシャルハラスメント同様、禁止である旨を明記しました。

リスク管理委員会では、各部署でのリスク自己点検結果の確認に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い増大したリスクの傾向を分析し、その対策などを取りまとめ、組織内での周知を図りました。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款など)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を

組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

2. 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損の危険性の度合に応じて区分する取り組みで、信用リスク管理の手段であるとともに償却・引当を適時適切に実施するために必要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程などを整備して資産自己査定を実施しており、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護については関係する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、コロナ禍において、在宅勤務の機会が増加したことなどに伴い、新しいシステム基盤の整備を進めていることから、これらのシステム基盤を安全に使用するため、情報セキュリティ対策の強化、関連する内部規程の改正などを行っています。

個人情報保護については、「独立行政法人等の保有す

る個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」(2018年10月総務省行政管理局通知)や欧州連合(EU)が2018年5月に施行した「一般データ保護規則(GDPR)」を踏まえ、個人情報保護ハンドブックの改訂、GDPRのEU代理人の選定などを行いました。

情報セキュリティ・個人情報保護の重要性が一層高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム(CSIRT)の体制強化など、運用面の強化にも取り組んでいます。

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで、組織・業務・財務に関する情報、その評価・監査に関する情報、

調達・契約に関する情報、関連法人に関する情報などを公開しています。

組織・業務運営の改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に取り組んでいます。2020年度の具体的な取り組みは、以下のとおりです。

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

SDGsの達成に向けたJICA内の責任体制を明確化し、国内外の多様なアクターとの連携と各課題における成果の最大化を促進するため、課題担当部署を再編しました。また、JICAが派遣する専門家やコンサルタントなどの派遣手続、制度と運用の集約化・合理化を図るべく、調達・派遣業務部を新設しました[→P.78を参照ください]。そのほか、新型コロナウイルス感染症対策協力推進室、STI・DX室*を新設しました。

業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直し、調達の合理化・適正化を推進しています。

2020年度の主な取り組みとして、調達業務のDX化推進のため、プロポーザルの電子授受の導入と電子入札の試行導入を行いました。

* Science, Technology and Innovation (科学技術イノベーション)、Digital Transformation (DX)の略。

JICA の 挑戦

ウィズ／ポスト・コロナ時代の

新たな国際協力に果敢に取り組みます。

また、これを契機に、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を含めて新たな事業・業務方法の確立を進め、組織の強靱性を高めます。

新型コロナウイルス感染拡大への対応と 人間の安全保障の実現に向けた事業展開

2021年度の事業展開の方向性

新型コロナウイルスの感染状況が深刻な国もあるなか、「JICA世界保健医療イニシアティブ」や経済対策を強力に推進します[➡P.18 JICAの挑戦2]。また、特に影響を受けやすい脆弱層に対する水・衛生、食・栄養などの改善に資する協力を強化し、誰もが尊厳を持って生きられる社会の実現を目指します。

「自由で開かれたインド太平洋」の 実現に向けた事業展開

日本政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、インド太平洋地域が直面するさまざまな脅威に対処するための事業を推進します。その際、普遍的な価値の普及などを通じて、関係者間の信頼を醸成し、特にASEANとの関係を重視して取り組みます。

日本国内の多文化共生・地域経済活性化 に資する取り組みの強化

日本政府が外国人材の受入れ・共生社会の構築を推進するなか、「選ばれる日本」に向けて、日本国内の多文化共生や地域経済活性化のための取り組みを強化します[➡P.17 JICAの挑戦1]。その際、JICA海外協力隊経験者などの人的資源や長年かけて培った国内外のネットワークを最大限活用して取り組みます。

新しい時代のニーズに応える 事業の構築・実践

ウィズ／ポスト・コロナ時代に向けて変化する開発途上地域の支援ニーズに適切に応えるべく、DXの推進、資金動員を含む多様なパートナーとの連携拡大、海外投融資の促進などを通じて、事業の効率化やインパクトの最大化を図ります。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、気候変動対策の取り組みを強化します[➡P.20 JICAの挑戦3]。

「選ばれる日本」に向けた取り組みを推進

国際的な人材獲得競争が激化するなか、日本が外国人労働者から「選ばれる国」になるため、国内外に多くの拠点をもち、開発途上国との信頼関係を築いてきたJICAだからできること——。JICAは、外国人労働者の来日前、日本滞在中、そして帰国後までを見据えた支援を行っていきます。

日本の外国人労働者数は、2008年の49万人から20年10月末には172万人にまで急増しています。そうしたなかで、外国人労働者に対する強制労働や差別、ハラスメントなどの問題が指摘されるようになっていきます。

国連のSDGsやビジネスと人権に関する指導原則などに見られるように、外国人労働者の権利を保護し、労働環境や生活環境を改善していくことは世界的な取り組みであり、少子高齢化などで人手不足が常態化している日本にとっては特に重要な課題です。

JP-MIRAIを設立

2020年11月にJICAは、企業、業界団体、経済団体、市民社会、労働組合、弁護士、地方自治体など、官民のさまざまなステークホルダーと共に「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI)」を設立し、一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン (ASSC) と共同事務局を運営。JP-MIRAIは、外国人労働者とのコミュニケーション強化やさまざまな課題の改善に向けた取り組み、国内外への情報発信などの活動を通じて、外国人労働者が安心して働き生活できる環境、ひいては日本の包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指しています。

来日前から帰国後までを踏まえた支援

JICAはこのJP-MIRAIの取り組みに加えて、外国人材の日本滞在中の支援として、JICA海外協力隊経験者などの人材を生かしながら地方自治体やNPOなどとも連携し、外国人材の受入環境の整備、地域の多文化共生への取り組みを促進しています。また来日前から、外国人材を送り出す国の関係機関の行政能力強化に加え、日本での就労を見据えた技術研修、日本理解・日本語教育、ビジネスマナー講座などの協力を拡充しています。さらに帰国後も、外国人材が習得した技術を地域に定着させる取り組みを推進することで、日本での経験を母国の開発や発展に生かせる道を整備していきます。

外国人材受入支援に関するJICAの取り組み

日本国内
外国人材受入環境の整備
地域における多文化共生の促進・支援

国内外
日本との人材還流の促進
外国人材の育成／能力向上とマッチング機能の強化
日本との人材還流の適正化・合理化支援

開発途上地域
還流人材活用の促進

(注)ここでは、他国での経験や習得した技術を携え出身国・地域に戻っていく流れのことを「人材還流」、またその人々のことを「還流人材」と呼んでいます。



JP-MIRAIの設立フォーラムには多くの関係者が参加。会員数も2021年8月現在、企業・団体、個人を合わせ300団体／人を超える

命を守り感染症に強い社会をつくる

新型コロナウイルス感染症は世界中の人々の命や健康を脅かすだけでなく、社会・経済に甚大な被害をもたらす「人間の安全保障」の脅威にもなっています。そうしたなかでJICAは、人々を健康危機から守る「JICA世界保健医療イニシアティブ」を推進しています。

瞬く間に全世界に拡大した新型コロナウイルス。人類は約100年前に大流行したスペインインフルエンザ(スペイン風邪)をはじめ、さまざまな感染症の脅威にさらされてきました。近年では重症急性呼吸器症候群(SARS)や中東呼吸器症候群(MERS)などが流行しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、かつてない規模で人々の命や健康、社会・経済に甚大な影響をもたらしている歴史的な出来事です。

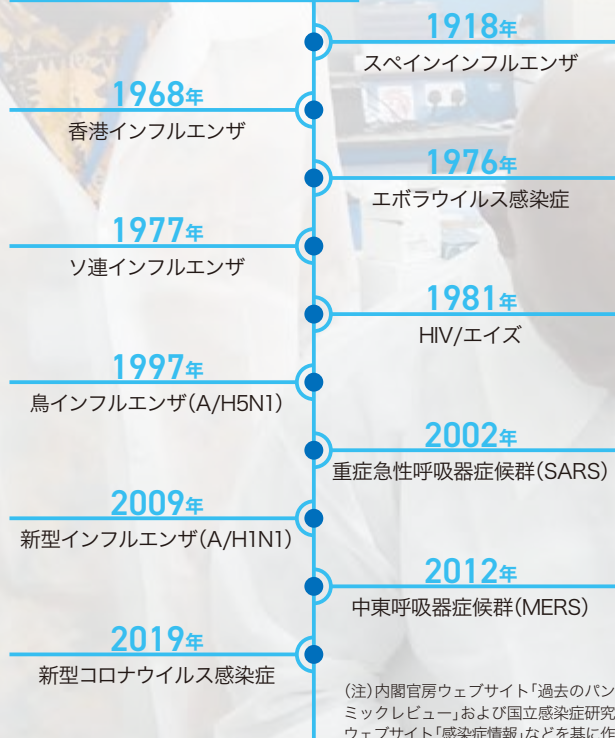
JICA世界保健医療イニシアティブを始動

特に開発途上国では、脆弱な保健医療体制やワクチン接種の遅れなどにより新型コロナウイルスの影響が長引き、貧困と格差が拡大することが危惧されています。

JICAは人間の安全保障を実現するため、これまで約150カ国に協力してきました。コロナ禍にある世界の人々の命を守るため、長年にわたる経験と相手国と築いてきた信頼を基に、JICAは2020年7月に「JICA世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げました。

このイニシアティブは「人間の安全保障」と「ユニバー

20世紀以降に発生した主な感染症



DXを活用した 遠隔集中治療支援

JICAは2021年7月からアジアや中南米などの国々で、新型コロナウイルス感染症の患者の集中治療に従事する医師・看護師と、日本の集中治療専門医・看護師を通信システムでつなぎ、集中治療医療に関する研修や技術的助言を行うとともに、臨時用の集中治療室(ICU)などの医療設備や資機材の供与を進めています。

コロナ禍によりICUを必要とする患者が急増するなか、重篤患者を治療する医師・看護師の対応力の強化や、感染者を他の患者と隔離して集中治療するICUの整備を通じて、各国の新型コロナ対策および保健医療システムの強化を進めています。

ケニアから東アフリカ地域へ 感染症検査と研究体制を構築・強化

ケニア中央医学研究所(KEMRI)は1979年の設立以来、40年以上にもわたりJICAが協力してきたアフリカの中核的な医学研究拠点です。

KEMRIはピーク時にはケニア国内で実施される新型コロナウイルス感染症のPCR検査数の5割を担っていただけでなく、アフリカ連合の専門機関であるアフリカ疾病対策センターから検査キットの性能試験を委任されています。さらに近隣の東部アフリカ6カ国が合同で実施した感染症の検査能力強化のための研修でも、KEMRIは指導的な役割を果たしました。

JICAはこうした重要な役割を担うKEMRIに対しPCR検査キットを供与したほか、新型コロナを含む感染症対策を担うラボラトリーで検査にあたる人材などの育成に協力しています。

ほかにも、JICAはケニアに対して、2020年にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成するための財政支援として80億円の政策借款を供与。また、感染症対策人材育成のための留学生の受入れや保健省に派遣されているJICA専門家によるサポートのほか、治療の最前線である病院に対して、感染症患者を移動させずに診療できる日本製の超音波画像診断装置やX線診断装置を供与するなど、感染拡大の防止に貢献しています。



サル・ヘルス・カバレッジ(UHC)※の達成を支援する取り組みであり、「予防」「警戒」「治療」を3つの柱として各国の保健医療システムを強化しています。

「誰の健康も取り残さない」ための3つの柱

まず「感染症予防の強化・健康危機対応の主流化」の観点から、国際的なワクチン共同調達の枠組みであるCOVAXなどと連動し、開発途上国・地域に新型コロナワクチンを普及。また、UHCの達成を目指した保健医療サービスの提供体制や医療保障制度の拡充に協力しています。さらに、水・衛生、都市計画、教育、栄養、その他の社会サービスなど、保健医療分野以外の開発課題における感染症対策の主流化にも取り組んでいます。

次に「感染症研究・早期警戒体制の強化」の観点から、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を防ぎ、将来の健康危機への備えにも貢献するため、これまでの協力で培った感染症検査・研究拠点とのネットワークを活用。感染症検査・研究拠点の新増設・拡充や専門人材の育成に取り組んでいます。また、新型コロナウイルスの検査

体制の整備を通じ感染者の早期発見や接触者の追跡、国境での水際対策の強化なども進めています。

そして「感染症診断・治療体制を強化」する観点から、誰もが安心して治療を受けられる質の高い保健医療体制の構築に貢献するため、これまでの協力で培った中核病院とのネットワークを活用。中核的な病院約100カ所の新増設・拡充や医療人材の育成を通じた医療提供システムの強化に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症による重症化や死亡を防ぐためのケースマネジメント(診断・治療・ケア)に加え、遠隔医療技術を活用した集中治療の強化なども進めています。

※ 「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要に応じて負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

感染拡大防止に効果を上げた ベトナムを支える包括的な協力

JICAはベトナムで新型コロナウイルス感染症対策として「JICA世界保健医療イニシアティブ」の3つの柱である「予防」「警戒」「治療」の強化を包括的に推進しています。

JICAは長年、バックマイ病院、フエ中央病院、チョーライ病院の3つの中核病院をはじめ24の病院や感染症の研究と検査を担う国立衛生疫学研究所(NIHE)を支援し、ベトナム全土の医療体制の基盤整備と専門人材の育成に協力してきました。

こうした協力に加え、「予防」の観点では、2003年から民間製薬企業の協力を得て、ワクチン・生物製剤研究・製造センター(POLYVAC)

に対し日本の麻しん風しん混合ワクチン製造技術を移転しました。この技術や経験を基に、現在POLYVACは新型コロナウイルスの国産ワクチンを開発しています。

「警戒」の観点では、NIHEは全国規模のPCR検査体制を整備するとともに、検査ガイドラインの作成なども主導しています。

「治療」の観点では、3つの中核病院が新型コロナ患者の受入れや診療を積極的に行い、院内感染対策などさまざまな経験や知見を蓄積。医師や看護師を地方病院へ派遣することで、それを波及させています。また、新型コロナ対策として感染症の診



麻しんワクチンを製造するワクチン・生物製剤研究・製造センターのベトナム人技術者

断・治療に必要な検査試薬や体外式膜型人工肺(ECMO)などの資機材を緊急的に支援したことが、感染拡大の抑え込みと重症患者への対処能力の強化にもつながっています。

全世界で取り組む地球規模の課題解決に向けて

気候変動は今や世界のあらゆる国の将来の安定と繁栄、人間の安全保障にとって脅威となっています。JICA は開発途上国のパートナーとして、「人間の安全保障」の確保と「質の高い成長」を目指すとともに、各国の気候変動に関する課題解決に協力しています。

気候変動は高温、干ばつ、豪雨、高潮、海面上昇といった自然災害の増加など、さまざまな現象をもたらし、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に負の影響を及ぼします。「質の高い成長」や「人間の安全保障」への脅威であり、世界全体で取り組むべき重要な課題です。

2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる2020年以降の先進国と開発途上国双方が参加する新たな気候変動対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界は新たな目標に向けて動き出しました。

脱炭素社会への移行と 気候変動に強靱な社会づくりを後押し

JICAは、開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築を後押しする協力を推進し、持続的な開発をリードするとともに、これらの取り組みを通じて、パリ協定、仙台防災枠組^{*1}、SDGsが掲げる目標の達成に向けて貢献しています。具体的には「パリ協定の実施促進」と、開発途上国が直面する開発課題の解決と気候変動対策を両立する「コベネフィット型気候変動対策」への取り組みを進めています。

パリ協定の実施促進を支援

パリ協定に規定された各国の温室効果ガス(GHG)削減計画である「自国が決定する貢献(NDC)」や長期低排出発展戦略の策定状況や各国の実情を踏まえ、開発途上国(中央・地方政府)に対し、気候変動対策の各種計画の策定や更新、実施、モニタリングなどに必要な個々の技術的な能力を強化し、気候変動を司る組織の気候変動の対応能力の向上を図ります。

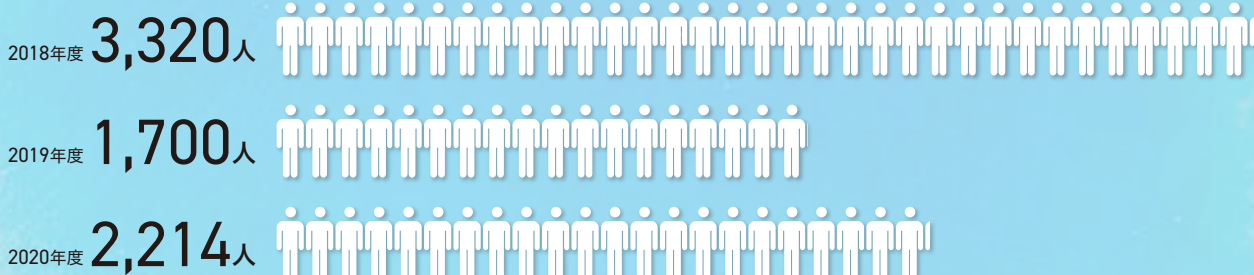


モンゴルで2番目の自然エネルギープロジェクトとして民間事業者により実施されるツェツィー風力発電所に、欧州復興開発銀行と協調して海外投融資による支援を実施

気候変動対策分野におけるJICAの支援総額 [2020年(暦年)]



気候変動対策分野の人材育成(研修実績数)



JICAの気候変動対策の3つのポイント



コベネフィット型気候変動対策の拡充

開発途上国の現状に則して、各開発課題の解決(開発便益)を図ると同時に、気候変動対策(気候便益)にも資するコベネフィット(共便益)・アプローチを積極的に押し進めます。特に、電力・エネルギー、都市開発、運輸交通、森林保全をはじめとする自然環境保全、農業の各分野において、気候変動対策の質・量の両面の拡充を図ります。

ガバナンス、ファイナンス、透明性に留意

これらの取り組みを進めるにあたり、次の3点に留意して協力します。

1. 組織運営・体制における気候変動対策の強化

中期目標・中期計画、年度計画に気候変動対策の位置づけ・目標を明記し、実施状況のモニタリングを強化します。また、エネルギー、運輸・交通、都市開発、農業、防災、森林保全など、あらゆる事業の計画段階において、気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)【→P.76を参照ください】などを活用しながら、気候変動の緩和策・適応策の視点を取り入れる気候変動対策を促進し、同対策の強化に努めます。

2. 多様なファイナンスの動員

開発途上国の持続可能な開発を推進するという責務の下、従来のODAだけでなく、気候変動に関連するさまざまな資金を動員することで、よりインパクトのある開発を追求していきます。例えば、緑の気候基金(GCF)※2などの外部資金活用の推進や、民間企業との連携を通じ

緑の気候基金(GCF)との初の連携事業承認



苗木生産研修を受ける住民

2021年3月にJICAが緑の気候基金(GCF)に申請した東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化のための住民主導型ランドスケープ管理プロジェクト」が、JICA提案事業として初めて承認されました。

同国では、森林劣化、気候変動による河川の増水や干ばつが顕在化し、地域住民の生活が脅かされています。この事業では、過去の協力で構築した信頼関係やネットワーク、ノウハウを活用し、4流域74村落(約4万8,000人)に対し、森林の減少抑制・再生によるGHG排出削減とともに、持続可能で気候変動の影響に対応した農業などを導入し、住民の生計向上を図ります。

た民間資金動員型の案件形成を推進していきます。

3. 気候変動関連情報公開の推進

国内外のステークホルダーに対し、サステナビリティを推進する組織としての責務、またJICAの気候変動対策分野における貢献について、情報発信と公開を進めていきます。例えば、気候変動対策事業の協力金額、事業におけるGHG排出量などの情報の公開を推進します。

※1 2015年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議で採択された2030年までの国際的な防災指針。

※2 2010年に設立された国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の資金メカニズム運営機関。開発途上国においてGHG削減(緩和策)と気候変動の影響への対処(適応策)を支援しています。

JICA at a Glance

今、コロナ禍を乗り越えるために

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、人々の健康だけでなく、経済に甚大な被害をもたらす世界史的な出来事です。国際的な連帯や協力なくして、この克服は困難です。

JICAは、コロナ禍を乗り越え、新たな感染症にも強い社会の実現を目指して「JICA世界保健医療イニシアティブ」を掲げ、取り組みを強化しています。



ガーナ

野口記念医学研究所への支援

中核研究拠点としての1979年の設立以来、同病院に対し、ハード・ソフト両面で継続して協力を実施。コロナ禍においても、PCR検査機器・試薬などの資機材の供与に加え、ガーナを含む西部アフリカ9カ国の検査技師を対象とした第三国研修の開催に協力した。



パレスチナ

ラスト・ワン・マイル支援※

ワクチン輸送用のコールドチェーン機材や、新型コロナウイルス検査のための最新検査機器を供与。2021年5月の空爆で、ガザ地区唯一の検査機関も大きな被害を受けており、いち早く現地に届けられるよう協力した。



ベトナム

国立衛生疫学研究所 (NIHE) への支援

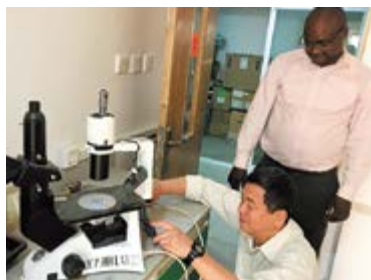
2006年から実験室の整備と能力強化に協力。NIHEは地方の検査機関とのネットワークを生かし、新型コロナウイルス流行の初期段階から全国規模で迅速なPCR検査体制の整備を主導した。JICAは検査機器などの供与も実施。



ナイジェリア

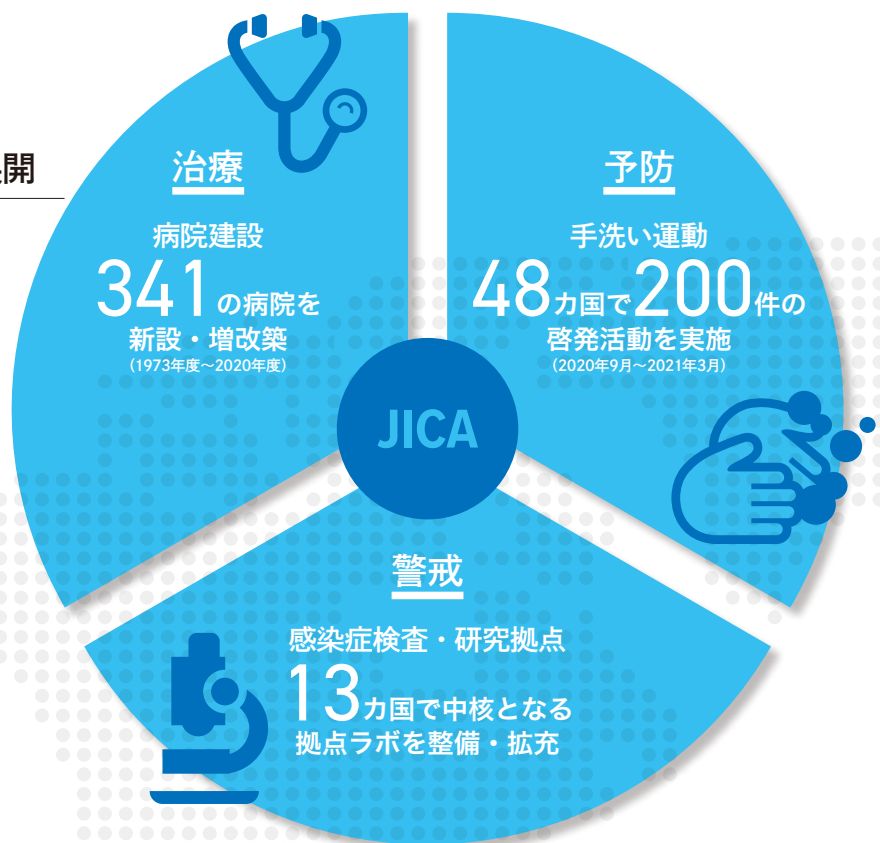
疾病予防センターへの支援

ナイジェリア疾病予防センターをはじめ、同センターが統括する公衆衛生検査室においても、高度な検査施設や機材を整備。また同センターのマネジメント能力、検査室機能、緊急時対応能力の強化のため人材育成も推進。



※ 日本政府が表明した、各国のワクチン接種体制を構築し、ワクチンを最後の一人にまで届ける支援。

「予防」「警戒」「治療」を
3つの柱として各国で協力を展開



モンゴル

日本モンゴル教育病院への支援

病院建設と医療機材の整備を支援の後、高水準の運営管理と質の高い医療サービス提供体制づくりの技術協力プロジェクトを実施。同病院はコロナ患者を受け入れており、JICAは院内感染予防対策への技術協力、個人防護具などの供与を実施中。



日本発の コロナ予防・手洗い漫画、 32言語で普及

「JICA健康と命のための手洗い運動」の一環として、開発途上国の子どもたちに向けた「正しい手洗いの漫画」を制作。反響は大きく、アニメ化してテレビCMとして放映されるなど、32の言語に翻訳、活用されている(2021年7月現在)。



ブラジル

サンタクルス日本病院への フォローアップ協力

サンタクルス日本病院から日系社会研修に参加した研修員に対するフォローアップ協力を実施。院内感染を防ぐため、帰国研修員が中心となり新型コロナ感染防止ガイドラインの作成と感染予防への取り組みを実践中。



「JICA世界保健医療イニシアティブ」については、

④ JICAウェブサイト https://www.jica.go.jp/activities/issues/special_edition/health/index.html をご覧ください。

「新型コロナ特設ページ」④ JICAウェブサイト <https://www.jica.go.jp/COVID-19/ja/index.html> もご参照ください。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務	6
3 新規発行による手取金の使途	6
第二部 参照情報	8
第1 参照書類	9
第2 参照書類の補完情報	9

第一部 証 券 情 報

第1 募集要項

1. 新規発行債券

銘 柄	第65回国際協力機構債券	債 券 の 総 額	金3,000百万円
記 名 ・ 無 記 名 の 別	-	発 行 価 額 の 総 額	金3,000百万円
各 債 券 の 金 額	1万円	申 込 期 間	2022年1月24日から 2022年2月4日まで
発 行 価 格	額面100円につき 金100円	申 込 証 拠 金	額面100円につき金100円とし、払込期 日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利 率	未定（年0.100%～年0.300% を仮条件とし、当該仮条件に より需要動向を勘案したうえ で2022年1月21日に決定す る予定。）	払 込 期 日	2022年2月7日
利 払 日	毎年2月20日 及び8月20日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	2032年2月6日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募 集 の 方 法	一 般 募 集		
利 息 支 払 の 方 法	利息支払の方法及び期限 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2022年8月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年2月20日及び8月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 2. 払込期日の翌日から2022年2月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を計算するときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。		
償 還 の 方 法	1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、2032年2月6日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担 保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担 保 提 供 制 限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	そ の 他 の 条 項	該当事項なし	

摘 要	1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付 本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA+の信用格付を2022年1月21日付で取得する予定である。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（https://www.r-i.co.jp/rating/index.html）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。 3. 募集の受託会社 (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社三井住友銀行とする。 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の2022年1月21日締結予定の第65回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 4. 期限の利益の喪失事由 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
------------	--

摘 要	(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。 5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。 6. 公告の方法 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であつて、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。 7. 債券原簿の公示 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。 ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。 ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。 ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。 8. 発行要項の変更 (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。 (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。 9. 本債券の債権者集会 (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。 (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (3) 債権者集会は、東京都において行う。 (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めに違反するとき。 ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。 ③決議が著しく不公正であるとき。 ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。 (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
------------	---

	(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。 (12) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。 10. 元利金の支払 本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。 11. 募入方法 応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。 12. 発行代理人及び支払代理人 別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。
--	---

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 1,200	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金45銭とする。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	800	
	株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,000	
	計	—	3,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
3,000 百万円	16 百万円	2,984 百万円

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額2,984百万円は、全額をJICA法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務を行なうため必要な所要資金に充当する予定です（但し、石炭火力発電事業への出融資を除きます）。

なお、有償資金協力業務は、外務省が定める中期目標並びにそれに基づき作成されるJICA中期計画及び年度計画に示されるJICAの基本方針に従って実施されます。当該基本方針の中では、①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保、②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進、③普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、④地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築、が重点分野として掲げられています。

また、JICAの有償資金協力業務を含む開発協力は、国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層を用いて対象となる開発途上国を選定しています。円借款については、所得階層の低い国ほど低金利の融資が受けられる供与条件を適用しています。

上記の点が評価され、当機構が発行する国際協力機構債券（JICA債）は、国際資本市場協会のフレームワーク（注2）における「ソーシャルボンド」の特性に従った債券である旨のセカンド・オピニオンを、独立した第三者機関である株式会社日本総合研究所より2016年8月24日付で取得（2017年8月10日付及び2021年6月16日付更新）しています。

同オピニオンでは、『JICA債』をSBPが示す4項目に基づきレビューした結果、『JICA債』はSBPが示す、社会課題への対応を目的とした『ソーシャルボンド』の特性に従うものとして評価する。」との評価がされています。よって、本債券も「ソーシャルボンド」の特性に従った債券となります。

（注1） 経済開発協力機構（Organisation for Economic Co-operation and Development、OECD）開発援助委員会（Development Assistance Committee、DAC）の定める基準

(注2) 国際資本市場協会 (International Capital Market Association、ICMA) は、2016 年 6 月に、自主的ガイドラインとして、グリーンボンド原則 (Green Bond Principles、GBP) 及びその付属資料であるソーシャルボンドのガイダンス (SOCIAL BONDS – GUIDANCE FOR ISSUERS) を公表しました。なお、ICMA は 2017 年 6 月に同付属資料を改訂した上でソーシャルボンド原則 (The Social Bond Principles、SBP、2020 年 6 月及び 2021 年 6 月更新) を公表しています。

【参考】セカンド・オピニオン (発行者：株式会社日本総合研究所)

https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att/Second_Opinion.pdf

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/investor/bond/result.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部（2021年12月10日現在）」

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（2021年12月10日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された発行者情報について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書証券情報の部作成日（2022年1月7日）までの間において、変更及び追記すべき事項は生じておりません。以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての発行者情報説明書に記載の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について、その全体を一括して記載したものであります。なお、発行者情報説明書には将来に関する事項が記載されておりますが、本債券内容説明書証券情報の部作成日（2022年1月7日）現在においてもその判断に変更はありません。

3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 当機構のミッションとビジョン

JICA のミッションは、開発協力大綱の下、「人間の安全保障と質の高い成長の実現」です。このミッションのもと、「信頼で世界をつなぐ」をビジョンに掲げ、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぐことを目指します。



(2) 中期計画

JICA は通則法第 30 条に則り、5 年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。2017 年度より開始した第 4 期中期計画（2017～2021 年度）では、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4 つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6 つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICA は今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

第4期中期計画の枠組み



(3) ODA に関する政策・国際公約の遂行

当機構は、我が国の ODA を一元的に行う実施機関として、開発協力大綱を始めとする関連政策、及び国内外の情勢や各種公約を踏まえ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献すべく、効果的な開発協力事業の実施に取り組んでいきます。

① ODA に関する主な政策

・「開発協力大綱」（2015 年 2 月 10 日閣議決定）

政府開発援助（ODA）大綱（1992 年 6 月閣議決定、2003 年改定）は我が国の ODA 政策の根幹をなす文書として重要な役割を果たしてきましたが、我が国の ODA が更なる進化を遂げるべく政府開発援助（ODA）大綱が改訂され開発協力大綱が閣議決定されました。開発協力大綱では、グローバル化に伴う課題やリスクが増大し、紛争等により脆弱になる国がある一方で、新興国が台頭する等、開発課題が多様化・複

雑化・広範化し、開発分野での新興国や民間資金のプレゼンスがますます増大しつつあるなかでの日本の開発協力の方向性が示されています。

「開発協力大綱」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067688.pdf>

・「**国家安全保障戦略**」(2013年12月17日閣議決定)

同戦略は我が国の国家安全保障に関する基本方針として定められ、国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進する手段としてODAを活用し、普遍的価値の追求、地球規模課題の解決等を実践していくことが示されています。

「国家安全保障戦略」
<http://www.cas.go.jp/jp/siryoushoushou/131217anzenhoshou.html>

・「**インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)**」(2021年6月)

同戦略は日本経済の成長に向けて新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長に取りこむために、ODAを含む官民一体となった取組を推進していくことを示した従来の「インフラシステム輸出戦略」を抜本的に見直し、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、今後5年間を見据えた新たな目標を掲げた新戦略です。新戦略の目的は下記3本柱とされています。

- (1) カーボンニュートラル、デジタル変革への対応等を通じた、産業競争力の向上による経済成長の実現
- (2) 展開国の社会課題解決・SDGs達成への貢献
- (3) 質の高いインフラの海外展開の推進を通じた、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等の外交課題への対応

「インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>

② ODAに関する国際公約

・「**持続可能な開発目標(SDGs)**」

2015年9月に国連持続可能な開発サミットにおいて、「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継である「持続可能な開発目標(SDGs)」を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。MDGsでは、「社会」(教育、保健、ジェンダー平等等)に関するゴールが多くを占めていましたが、SDGsでは、その後顕在化した格差、気候変動、都市問題などの課題の解決を目指し、「誰一人取り残さない」の考え方の下に、「環境」(エネルギー、気候変動、持続可能な生産と消費等)及び「経済」(経済成長・雇用、インフラ・産業等)に関するゴールが追加されており「社会」、「環境」、「経済」の3側面に配慮しつつ、政府、国際機関、市民社会、民間セクター等の連携を一層強化し、持続可能な開発を目指すことが示されています。

「持続可能な開発目標(SDGs)」
http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

(4) **気候変動に対する取り組み**

当機構は、SDGsをはじめ、2015年に採択されたパリ協定、金融安定理事会(FSB)が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の2017年の提言、2020年に日本政府が発表した2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて、気候変動対策の取り組みと発信の強化を重要な課題の一つとしており、日本政府の方針に沿って脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。

① **ガバナンス**

JICAは、「独立行政法人通則法」に従い、主務大臣(JICAの場合は外務大臣等)が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらの計画に基づき業務を実施し

ています。また、JICA では、主務大臣から認可を受ける「業務方法書」に基づき、組織、業務運営及び内部統制に関する重要事項を審議・報告する理事会を設置しています。各年度の終了時と中期計画の終了時には、計画の達成状況・実績を自己評価し、理事会での審議を経て、その結果を主務大臣に提出し、公表しています。また、主務大臣は業務実績を評価し、その結果を JICA に通知し、公表しています。

(詳細は「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府・国家機関等との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照)。

開発途上国向けに当機構が協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています(詳細は本説明書「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2) 業務フロー、②プロジェクトのPDCA サイクルと事業評価」ご参照)。

当機構は、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA 環境方針」を2015 年10 月に策定しています。これに続き、開発途上国向けに JICA が協力する気候変動対策事業に関する戦略を2021 年7 月に策定しています。また、上述の「業務方法書」では、「JICA 環境社会配慮のためのガイドライン」(ガイドライン) を指針とし、業務運営を行うものとされています。(詳細は、「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2) 業務フロー、③環境社会配慮ガイドライン」ご参照)。

組織体制について、組織全体の環境方針は総務部が担当しています。気候変動対策に対する取組を強化するべく、2010 年に気候変動対策室を設置しています。ガイドラインを担当する部署としては、審査部を設置しています。異議申立に関しては、事業担当部署から独立した機関として異議申立審査役を設置しており、同審査役が申し立ての内容を調査し、直接 JICA 理事長に報告します。引き続き、JICA の環境方針の改定や体制整備を含め、気候変動対策に関するガバナンスのさらなる強化に取り組んでいきます。

② 戦略

当機構は、上述の「JICA 環境方針」において、「環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していく」ことを掲げています。それを踏まえ、国際協力を通じた環境対策の推進、環境啓発活動の推進、オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進、環境法規制等の遵守に取り組んでいます。

また、当機構は気候変動対策の取組と発信の強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、2021 年7 月に策定した気候変動対策事業に関する戦略では、以下を掲げています。

- ・ 開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。
- ・ パリ協定をはじめとする環境／気候関連の多国間条約(生物多様性条約、砂漠化条約、仙台防災枠組)、関連 SDGs 目標、その他関連する日本政府主導のビジョン(大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)の達成に向けた貢献を目指します。

具体的なアクションは以下の通りです。

- ・ パリ協定の実施促進のため、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガスインベントリ、透明化枠組強化、気候資金の導入・活用支援
- ・ エネルギー、都市開発、運輸交通、森林等自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療等の案件の推進を通じた開発課題の解決と気候変動対策の双方に貢献する、コベネフィット型気候変動対策を推進

エネルギーや農業等の他の課題戦略においても気候変動対策への取組が増え、コベネフィット型気候変動対策(開発途上国の持続可能な開発と気候変動対策のいずれにも貢献する取組)を追求しています。

また、気候変動対策事業の実施にあたっては、JICA は以下を目指します。

- ・ 多様な関係者との連携やファイナンスの動員（民間企業との連携、緑の気候基金（GCF）等の外部資金活用の推進）
- ・ 日本等の知見や技術の活用
- ・ 戦略的な情報発信
- ・ 都市間連携・協力の促進
- ・ 域内連携の促進
- ・ デジタル・トランスフォーメーション（DX）等のイノベーション

③ 主な機会とリスク

当機構を取り巻く気候変動関連の主な機会とリスクは下記の通りです。こうした機会を通じて開発途上国における脱炭素社会の実現に向けたさらなる貢献を行っていきます。リスクについて、JICA は、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析に今後着手する予定です。また、途上国の移行（トランジション）を支援する戦略についても検討を行っていきます。

主な機会	主なリスク
① 再生可能エネルギー・省エネルギーに関する事業への協力の推進	① 開発途上国での自然災害増加による JICA 協力事業への影響（物理的リスク）
② 運輸交通や森林保全等の緩和策に関する事業への協力の推進	② 法規制等の強化や急速な技術の進展等による JICA 協力事業における気候変動の対応コストの増加（移行リスク）
③ 防災や水資源管理等の適応策に関する事業への協力の推進	
④ 緑の気候基金（GCF）からの受託事業の推進	
⑤ 気候変動対策に資する調査・研究の充実	

なお、2021 年 6 月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）」では、次の通り記されています。JICA としてもこうした日本政府の方針に従って対応していきます。

「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS／カーボンリサイクル等も含めた CO2 排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。その上で、石炭火力発電の輸出については、2021 年 6 月の G7 コーンウォール・サミットにおける首脳コミュニケに基づき、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を 2021 年末までに終了する。」

（「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）」より抜粋）

「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 3 年 6 月改訂版）」全文
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>

④ リスク管理

当機構は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義しています。組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、リスクの特定・評価を行い、事業を確実に実施しています。各部署・拠点では、毎年度自らの部署・拠点の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクへの対応を検討しています。これらを踏まえ、内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、各リスクへの取組を審議することによって組織的な対応を行っています。また、有償資金協力業務（円借款・海外投融資）については、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を別途設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています（詳細は、「第 4 発行者の状況、3. コーポレートガバナンスの状況」をご参照）。

当機構の開発途上国向けの協力事業における環境社会面のリスクについては、環境社会配慮ガイドラインを適用することによって対応しています。同ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります。各工程においては、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を協力相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、協力相手国等から提出された環境社会配慮文書等に基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認しています。負の影響については、回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています（詳細は、「第1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-2. 当機構の業務内容、(2) 業務フロー、③環境社会配慮ガイドライン」ご参照）。

当機構は、協力事業における気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）」を活用し、全ての協力案件に対して気候リスクの評価を行い、気候変動対策（緩和策・適応策）に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。また、事業の計画立案段階にあたる「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、協力相手国による気候変動への対応や手続きを支援する場合があります。研修事業等の技術協力によって、気候変動対策に関する協力相手国の能力強化を支援します。日本側の支援体制強化のため、JICA 内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の気候変動への対応に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

⑤ 指標と目標

G7 コーンウォール・サミットにおける日本政府のコミットメントは、①2021 年から 2025 年までの5年間に、官民合わせて 6.5 兆円相当の気候変動対策に関する支援を実施すること、②気候変動の影響に脆弱な国に対する適応分野の支援を強化することです。その実現に向けて、JICA は毎年 1 兆円程度（注）の貢献を目指して、協力を進めます。また、当機構は、気候変動により JICA 協力事業及びSDGsを中心とした開発インパクト達成のリスクが高まるとの認識のもと、今後実施する気候変動に関するシナリオ分析を踏まえて、組織の具体的な指標や目標を検討します。それらを活用して温室効果ガス排出量や気候関連のリスク及び機会を評価・管理していきます。その際には、自らの排出のみならず、事業活動に係る排出を合計した排出量を考慮していきます。

（注1）2021 年 10 月現在での気候変動対策案件の基準に基づくものであり、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）における基準見直し等によっては今後変更される可能性があります。

⑥ 実績

当機構は、パリ協定のみならず、SDGs や仙台防災枠組の達成のため、気候変動に関する国際潮流を汲みつつ、開発途上国のパートナーとして各国の気候変動対策に協力しています。当機構の気候変動対策の取り組みは、緩和策と適応策の2つに分けられます。温室効果ガスの排出抑制と吸収増進に資するものが緩和策、気候変動による負の影響に備えるものが適応策です。JICA は、脱炭素社会への移行に向けて、技術協力や資金協力等を用いて、緩和策に資する事業を行っています。また、気候変動に強靱な社会の構築に向けて、緩和策や適応策に資する事業を実施しています。

2020年における気候変動対策分野の協力実績（金額ベース）

	金額（百万円）	割合
気候変動対策分野における JICA の協力総額	930,745	100%
緩和策（低炭素・脱炭素社会に向けた協力等）	515,364	55.4%
適応策（気候変動に強靱な社会づくりへの協力等）	389,999	41.9%
緩和策・適応策横断型（緩和・適応を両方含む包括的な協力）	25,382	2.7%

（注1） 協力実績は、技術協力は対象年における支出額を示し、有償資金協力、無償資金協力は承諾額を示す。

（注2） 2020 年に承諾された協力事業の案件開始前に推計された温室効果ガス排出削減量は 16 百万 t-CO₂（二酸化炭素トン）/年（但し、同削減量のうち、インド貨物専用鉄道建設事業（円借款）が 14.6 百万 t-CO₂/年を占める）

気候変動に対する具体的な取組み・事業例は、当機構のサステナビリティ・レポートもご参照ください。

「JICA サステナビリティ・レポート」 (2021 年 10 月公表)

https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00000namb1-att/sustainability_report.pdf

(4) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) 及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 59 号) に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

4. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は2021年9月1日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

有償資金協力業務（円借款等）を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。当機構は、このようにさまざまなリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適正な対応に努めておりますが、当該リスクが顕在化した場合は、当機構の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の動向によっては、主に信用リスクの顕在化により当機構の業績及び財政状態に影響が生じる可能性があります。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府、政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響について、当機構は、2021年度以降は追加の財政出動やワクチン接種拡大により、それぞれの国の状況に応じて各国間の違いは大きいものの、徐々に経済活動が回復していくと想定しております。当該想定は、国際通貨基金（IMF）等の国際機関等が公表する見通しとも整合しております。この想定を基本として、債務者の個別の事情等も勘案し、当半期末における貸倒引当金及び偶発損失引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響等により、依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて変化する事象等が生じる場合には、債務者区分の変更等を通じて当下半年以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2020年3月に世界銀行及び国際通貨基金（IMF）が一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的として、一時的な債務支払猶予を求める書簡を公表し、2020年4月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及びパリクラブ（主要国債権国会合）において債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）が合意されました。2020年10月～11月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議及び同特別会合において、DSSIに基づく債務支払猶予期間の2021年6月末までの6か月間の延長、及びDSSI後の債務措置に係る共通枠組を合意、さらに2021年4月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議において、DSSIに基づく債務支払猶予期間を2021年12月まで再延長が合意されました。これら同イニシアティブに基づく債務支払猶予は、当機構の利息収入等に影響を与えています。また、DSSI後の債務措置に係る共通枠組の動向によっては、今後も影響を与える可能性があります。

(i) 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を行い、随時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権等を適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICAでは査定のための内部規程などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

(iii) 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパキクラブ等国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生しうる為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融资資金借入、財投機関債発行等の多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

(2) その他のリスク

有償資金協力業務では、日本政府の政策に沿って、開発途上地域の経済成長や貧困削減に向け、円借款や海外投融資を通じた協力を行っており、その政策の実現に向けた貢献に伴う、利息収支の低下や附帯する業務の増加が、財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実及びシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。

また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員及び関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、役員等から委員が構成される「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」をそれぞれ実施しています。「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの状況及び体制等を確認し、「リスク管理委員会」では、個々のオペレーショナルリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

② 日本政府の政策の推進及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また当機構は、通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

(i) 「独立行政法人通則法」の改正について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、2015 年 4 月 1 日より施行されております。また、同法及び同法の施行に併せて整備された政令・省令に基づき、同年 4 月 1 日付で業務方法書を改定すると共に、内部統制や監事の機能強化に係る規程を整備しました。引き続き、政省令や各種通知を踏まえつつ、当機構として適切に対応する所存です。

(ii) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について

2009 年 11 月、2010 年 4 月から 5 月、2010 年 11 月に、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、2010 年 12 月 7 日には、各独立行政法人が講ずべき措置をまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されました。当機構では、本基本方針に沿って事務・事業の見直しを行っており、殆どが措置済となっています。取組状況は、当機構のホームページで公表しています。

https://www.jica.go.jp/information/info/2017/20171204_01.html

(iii) 行政事業レビューについて

2018 年度には、運営費交付金で実施している技術協力(開発協力の重点課題)が秋の行政事業レビューの対象となり、予算執行管理問題を受けた再発防止策の実施状況に係る継続的なモニタリングの必要性、コンサルタント選定の競争性の確保及び予算管理の徹底、国益に資する案件選定及び事業評価の実施の観点から国別開発協力方針の迅速な改定等のコメントを得ました。当機構は、本レビューにおけるコメントを真摯に受け止め、引続き効率的・効果的な事業実施に取り組んでいます。

行政事業レビューについては内閣官房行政改革推進本部事務局のホームページで公表されています。

(内閣官房行政改革推進本部事務局)

<http://www.gyokaku.go.jp/review/aki/H30/2nd/index.html>

(iv) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013 年 12 月 24 日閣議決定)において、当機構が講ずべき措置としては以下 4 項目があげられています。

- ・ 中期目標管理型の法人とする。

- ・ 当機構と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- ・ 政府開発援助の事業が適正かつより効率的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- ・ 施設のさらなる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

当機構としては、同閣議決定で講ずべき措置とされた事項について、引き続き真摯に対応していく所存です。独立行政法人改革等に関する基本的な方針の取組状況については総務省のホームページで公表されています。

(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/dokuritu/02gyokan03_03000038.html

(4) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継した時は、当該承継の時において発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既済債券の残高は以下のとおりです。(2021 年 9 月 30 日時点)

なお、2011 年 4 月 28 日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

財投機関債	20,000,000,000 円
-------	------------------